



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ  
(コード番号:2160 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍  
(TEL. 03-5326-3097)

## 取締役に対するストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「取締役に対してストックオプションを付与する事の承認を求める議案を平成 21 年 6 月 17 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 付議の理由

当社取締役の業績向上に対する意欲を高め、経営努力による企業価値の増大を通じて株主の皆様利益を図ること、並びに当社社外取締役として優秀な人材を招聘するとともに、当社への経営参加意識を高めることを目的としております。

### 2. 議案の内容

#### (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

##### (i) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の総数は、取締役については、総計 3,000 個を上限とする。

##### (ii) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的とする株式の数の上限とする。新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は普通株式 1,000 株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式の分割または併合等を行うことにより、対象株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた額と

する。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）、または、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合等を行う場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合にはこれを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から 2 年を経過した日から 8 年以内で、当該取締役会決議の定める期間

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取得役会の承認を要するものとする。

(7) その他

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議において定める。

以上